

マックス・プランク研究所、「欧州単一特許パッケージ：懸念の12の理由」
と題する論考を公表

2012年12月5日
JETRO デュッセルドルフ事務所

マックス・プランク知的財産法・競争法研究所（以下「マックス・プランク研究所」）は、10月17日、欧州単一特許（以下「単一特許」）と統一特許裁判所の創設に向けた議論に関し、同研究所のウェブサイトにおいて、「単一特許パッケージ：懸念の12の理由（The Unitary Patent Package: Twelve Reasons for Concern）」と題する論考を公表。他方で、その後、単一特許及び統一特許裁判所創設の法的枠組みのパッケージ（以下「単一特許パッケージ」）をめぐる交渉の進展状況に関し、単一特許パッケージがEU理事会及び欧州議会において12月上旬にも承認されるであろうとの見通しが、EU議長国のキプロスから報じられている。このような中、マックス・プランク研究所による本論考は、単一特許パッケージが承認されるか否かにかかわらず、単一特許・統一特許裁判所創設に向けた欧州の取組がいかに多くの難解な課題をはらんだ野心的なものであるかを改めて浮き彫りにする。同時に、この法的枠組みを実際に導入し適切に運営していくためには、今後も、EU加盟国間で試行錯誤の多大な努力を要することを暗示するものとなっている。

同論考は、単一特許パッケージに関するマックス・プランク研究所の見解を、「I.制度体系の複雑さ（The unitary patent package adds to complexity）」、「II.制度のアンバランス（The unitary patent package is unbalanced）」及び「III.イノベーションへの投資についての法的安定性の欠如（The unitary patent package lacks legal certainty）」の3つに大別し、それぞれについて3から5項目の具体的懸念を詳説する。以下、その概要を簡単に紹介する。

見解「I.制度体系の複雑さ」は、以下の3項目からなる。

EU加盟国のすべてが参加しなくとも機能し得ることに起因する“地理的分断”と、国内特許、欧州特許、単一特許による保護の区別と統一特許裁判所の関与の有無による“実体的分断”に起因する「1.EUにおける特許保護の分断」。

単一特許規則案第6～8条の広いけれども網羅的ではないルールによって、結局は各加盟国の個別の国内法が“強化された協力（enhanced cooperation）”を通じて適用されるであろうとの分析に基づく「2.単一特許に適用され得るルールにおける分断」。

そして、当該実体法の水準を反映して複雑に細分化される裁判管轄に基づく「3.司法体系の分断」。

見解「II.制度のバランスのアンバランス」は、以下の5項目からなる。

単一特許規則案には、ベルギー法やスイス法とは異なり、一般研究に関する例外やバイオテクノロジー分野に関するリサーチツールへの強制実施許諾といった特許法の現代的課

題に関する取組がなされていないとの批判に基づく「4.不十分な例外と制限」。

現状の単一特許規則案が、交渉を経た結果、今や先使用权や従属改良発明の利用又は公共の利益の実現のための強制実施許諾をカバーしていないことに基づく「5.救済手段の不在」。

そして、4.及び5.の結果、例えば、技術の重要な側面については単一特許による保護を求めようとする一方で、技術の他の要素に関しては国内特許を利用するといった出願人の“日和見主義”的な行動を誘引するおそれがあるとの分析に基づく「6.特許実施の機能不全のリスク」。

単一特許を財産の対象ととらえて、これに一つの加盟国の法律を適用することを規定する単一特許規則案第10条が、例えば、出願人がある加盟国で住所又は業務地を有するか否かがその加盟国の法律の適用を受けられるか否かを規定するというような、必然的に差別的な効果を伴うとする「7.差別的効果」。

さらには、(i) 強制実施許諾は管轄しない、地理的管轄はEU加盟国に限られる、欧州特許と単一特許で司法によるレビューが異なるといった“管轄の射程のアンバランス”，(ii) バイファーケーションに関する妥協の効果が不明である、中央部が権限を留保しているといった“第一審裁判所間の管轄のアンバランス”，(iii) 地方に分散した大きな裁判所ではほとんどがその加盟国の裁判官によって担当裁判官が構成されることとなる、言語の問題があるなどの“統一特許裁判所の機構のアンバランス”の3点に起因する「8.統一特許裁判所が効果を挙げられない内在的要因」。

見解「III. イノベーションへの投資についての法的安定性の欠如」は、以下の3項目からなる。

単一で自律的なEU特許権から「単一効を備えた欧州特許」というハイブリッド制度(hybrid creature)への移行により、欧州特許に単一効が装飾品的に付加された単一特許とは、果たして国際法、EU法、新しい固有の権利(*sui generis right*)いずれであるのかという“単一特許の法的性質の問題”，EU法と各国法との境界が不明確な“複層的な法的構造”の問題に起因する「9.単一効の不確かな意義」。

EU運営条約(TFEU)第118条(1)が立法根拠を与えているため、単一効特許の実質はEU法に由来するところ、単一特許のいずれの要素が統一特許裁判所協定によって規定され得るかについて、立法上の裁量がなんら見当たらない。これに代表されるように、単一特許パッケージは“法的根拠が不対応”かつ“EUの立法プロセスの迂回”であり、EU法との整合性を満足しないとの分析に基づく「10.単一特許の不正な法的根拠」。

単一特許に関する強制実施許諾は参加加盟国の国内法令にゆだねられるとする単一特許規則案の前文(recital)(9a)の意図に反し、単一特許に関し国内当局は国内制度上の強制実施許諾を発行できないのではないかとの見解に基づく「11.EU法の優越権を通じた強制実施許諾の排除」。

統一特許裁判所協定が、過去の裁判所の形態とのEU法上の整合性に関する欧州連合司法

裁判所（CJEU¹）の意見 1/09 で表明された懸念に、十分に取り組んでいないとの見解に基づく「12.統一特許裁判所と EU 法との間に依然として残る不整合」。

現在、EU 議長国のキプロスから、単一特許規則案第 6～8 条を削除しこれを統一特許裁判所協定案に組み入れることを含めた妥協案が、EU 理事会の常駐代表委員会において合意され、欧州議会の法務委員会において支持された旨が報じられている。しかし、本論考の内容を踏まえると、これら 12 の懸念事項は、単一特許パッケージに関する上述の妥協案のみでは解決しきれない根本的なものであるとの印象を受ける。

他方で、単一特許規則案第 6～8 条について同妥協案と同様の修正を求めていた、欧州の産業団体であるビジネスヨーロッパも、11 月 29～30 日にパリにて開催された欧州法律アカデミー（ERA）主催の単一特許に関するセミナー²において、本妥協案に支持を表明していること³などをはじめ、欧州特許制度ユーザーからも本妥協案を前向きにとらえる声が増えてきている⁴。このように、欧州の知財コミュニティの中では、同妥協案の内容で単一特許パッケージの採択が承認されることを歓迎する雰囲気が醸成されつつあるとも囁かれている。

いずれにしても、単一特許及び統一特許裁判所創設に向けた欧州内での議論は、今月中に一つの大きな山場を迎えることが予想されている。そこでこの議論が新たなステージに進むことが決定されても、現状を維持してさらなる議論の成熟を模索することになるろうとも、今後、単一特許パッケージについて EU 加盟各国がより専門的かつ包括的な視点で考察を深めていかなければならないことは間違いない。今後も、本件の議論の動向から目が離せない。

— マックス・プランク研究所「単一特許パッケージ：懸念の 12 の理由」は、以下参照 —
[The Unitary Patent Package: Twelve Reasons for Concern \(PDF\)](#)

EU 議長国キプロスによる一特許パッケージをめぐる交渉の進展状況についてのプレスリリースに関する欧州知的財産ニュースの特集記事は、以下参照 —

[EU 議長国キプロス、「欧州単一特許ゴールに近づく」と報じる \(2012 年 11 月 22 日\) \(PDF\)](#)

— 単一特許に係る強制実施許諾に関する単一特許規則前文(9a)については、以下参照 —
[DRAFT EUROPEAN PARLIAMENT LEGISLATIVE RESOLUTION on the proposal for a regulation of the European Parliament and of the Council implementing enhanced cooperation in the area of the creation of unitary patent protection, Amendment 2, Proposal for a regulation Recital 9 a \(new\)](#)

¹ マックス・プランク研究所による本論考本文においては、欧州連合司法裁判所の前身の「欧州司法裁判所」の通称であった「ECJ」を採用して記載している。

² “[The Creation of Unitary Patent Protection in the European Union](#)”。

³ 弊所調査員が同セミナーに参加し、当該支持表明を含むプレゼンテーションを聴取。

⁴ 同上。

— 統一特許裁判所協定のEU法への整合性についてのCJEUの意見1/09に関する欧州知的財産ニュース及びCJEUの意見本文は、それぞれ以下参照 —

[欧州連合司法裁判所，欧州および共同体特許裁判所の EU 条約適合性について判示（2011年3月9日）（PDF）](#)

[OPINION 1/09 OF THE COURT \(Full Court\)](#)

— ビジネスヨーロッパの表明した単一特許パッケージに関する懸念については、以下参照 —

[ビジネスヨーロッパ，統一特許裁判所の条文案に関し懸念を表明（2011年10月27日）（PDF）](#)

— 特許及び統一特許裁判所に関する欧州知的財産ニュースの特集記事は、以下参照 —

[欧州単一効特許と統一裁判所の創設へ向けた議論の現状と今後の展望（2012年9月6日）（PDF）](#)

(以上)